

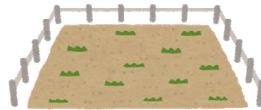
農業者の皆さまへ

電気柵・防護柵補助金のご案内

(令和8年度松島町鳥獣被害対策事業費補助金)

松島町では、イノシシやニホンジカによる農作物被害を防止するため、電気柵等の購入経費に対し、補助金を交付します。

大事な作物が被害に遭う前に、電気柵・防護柵を設置しましょう！



対象者

下記のすべてに該当する方となります。

- (1)松島町内に住所又は事業所を有する者
- (2)農作物への被害を受け、又は被害を受ける農地等を所有、又は耕作する者
- (3)経営耕地面積が20a 以上又は農産物販売金額が50万円以上の者

対象経費

町内の農地等に設置する電気柵又は耐久性隔障物(金網やトタン等)及びその付帯設備の購入にかかる経費

※設置に係る工事費用は含まれません

補助額

補助対象経費の**2分の1**の額(1,000円未満切り捨て)

※限度額10万円

補助金の注意点

- 予算には限りがありますので、上限に達した時点で打ち切りとなります。
- 購入後の申請はできませんので、購入前に補助金の申請をしていただきます。
- 事業概要等については、産業観光課産業振興班までお問い合わせください。

～ 申請から補助金交付までの流れ ～

交付申請



申請に必要なもの

- 補助金交付申請書
- 設置場所を確認できる位置図
- 購入予定資材の見積書の写し
- 確定申告書の写し
※面積要件満たしている申請者は不要
- 町税等納税証明書

交付決定



町より補助金交付決定通知書が送付されます。

実績報告書の提出



実績報告に必要なもの

- 実績報告書
- 設置状況が確認できる写真
- 領収書の写し
- 補助金交付請求書

補助金支払

第1回受付期間(前年度申請されていない方)
令和8年4月13日(月)8時30分～令和8年9月30日(水)17時15分
第2回受付期間(前年度申請されていない方及び前年度申請された方)
令和8年10月1日(木)8時30分～令和9年2月26日(金)17時15分
※予算額に達した場合は受付を終了いたします。

お問い合わせ

松島町産業観光課 産業振興班

022-354-5707